○上尾伊奈資源循環組合会計管理者事務専決規程

令和５年４月１９日会計管理者訓令第１号

上尾伊奈資源循環組合会計管理者事務専決規程

（趣旨）

第１条　この規程は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　決裁　事案について、最終的に意思を決定することをいう。

(2)　専決　事案について、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。

(3)　代決　事案について、会計管理者又は専決することができる者が不在の場合に、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。

（出納員の専決事項）

第３条　出納員は、次に掲げる事項に関することを専決することができる。

(1)　次に掲げる歳出科目に係る支出命令の審査及び支出の決定

ア　報酬

イ　災害補償費

ウ　賃金

エ　旅費のうち、内国旅行に係るもの

オ　需用費

カ　役務費

キ　償還金、利子及び割引料のうち、過誤納還付金及び過誤納還付加算金

ク　公課費

(2)　次に掲げる歳出科目に係る１件３００万円未満の支出命令の審査及び支出の決定

ア　報償費

イ　委託料

ウ　使用料及び賃借料

エ　工事請負費

オ　原材料費

カ　公有財産購入費

キ　備品購入費

ク　負担金、補助及び交付金

ケ　償還金、利子及び割引料のうち、過誤納還付金及び過誤納還付加算金以外のもの

(3)　３００万円未満の歳入歳出外現金の受入れ及び支出の決定

(4)　資金前渡及び概算払の精算

(5)　調定通知の受理

（専決の制限）

第４条　出納員は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(1)　事案の内容が特に重要であると認められるとき。

(2)　事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

(3)　事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

(4)　事案について特に会計管理者が了知しておく必要があると認められるとき。

（類推による専決）

第５条　出納員は、この規程に専決事項として定められていない事項であっても、その内容によって専決することが適当であると認められるものは、この規程の定めに準じて専決することができる。

（専決の報告）

第６条　出納員は、必要があると認めるときは、専決した事項について、その内容を会計管理者に報告しなければならない。

（代決）

第７条　会計管理者の決裁する事項に係る事案について、会計管理者が不在のときは、出納員がこれを代決することができる。

２　出納員が専決することができる事項に係る事案について、出納員が不在のときは、上席の会計職員又はあらかじめ出納員が指定する会計職員がこれを代決することができる。

（代決の制限）

第８条　第４条第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

（代決の報告）

第９条　第７条の規定により代決した者は、当該代決した事案について、会計管理者又は出納員に、速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。